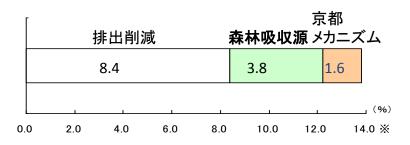
3. 森林吸収源対策の現状

●<u>京都議定書による排出・吸収量報告(19.5.27)に基づく</u> 分野別削減の割合



※:温室効果ガスの排出量は2005年の確定値では基準年(1990年)に比して 7.8%増となっており、13.8%分の削減が必要な状況。

●京都議定書で森林吸収源の対象と認められる森林

〇新規植林:過去50年来森林がなかった 土地に植林

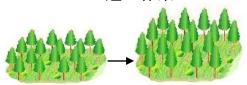
〇再植林:1990年時点で森林でなかった

土地に植林

1990年

対象地ほとんどなし

○<u>森林経営</u>: 持続可能な方法で森林の多様な機能を十分発揮するための一連の作業



既にある森林のうち、間伐等がされた森林が対象

国土の2/3が既に森林で覆われる我が国では、適切 に経営された森林の吸収量で1300万炭素トンを確保

2012年

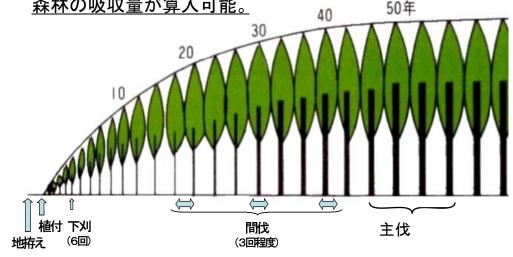
●森林経営の対象と認められる森林

我が国では、森林経営の現状等を踏まえ、次の場合、森林経営の対象 となる(昨年8月30日に条約事務局に報告)。

育成林

「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業 (更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐等)、間 伐、主伐)」が行われている森林

→ 適切に整備した育成林は、森林経営された森林として、その 森林の吸収量が算入可能。 50年



天然生林

「法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている 森林

→ 保安林の指定など保護・保全措置が講じられた天然生林は、 森林経営された森林として、その森林の吸収量が算入可能。

追加的に必要な森林吸収源対策

●森林吸収源の現状

将来の条約事務局の審査にも耐えうるよう検証を進めてきた 森林に関する各種データ等を基に、新しい森林・林業基本計 画の森林整備の方針を踏まえ、将来の吸収量について試算。

〇 育成林

現在の森林整備の水準で推移した場合、森林経営の対象となる育成林

675万haが対象 → 910万炭素トンの吸収量

(675万ha×1.35炭素トン/ha・年 ≒ 910万炭素トン)

〇 天然生林

国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力した場合、森林経営の対象となる森林

660万haが対象 → 280万炭素トンの吸収量

(660万ha×0.42炭素トン/ha・年 ≒ 280万炭素トン)

森林吸収量1300万炭素トン確保のためには、 110万炭素トンの更なる確保が必要

(1300万一(910万+280万)=110万)



<u>2007~2012年の6年間で毎年20万ha、</u>

120万haの追加的な森林整備が必要

(現在の森林整備の水準で推移した場合に見込まれる面積と合わせ、 毎年55万ha(6年間で計330万ha))

●平成19年度における取組

森林吸収目標の達成に向け、対策の初年度である平成19年度において、平成18年度補正予算を併せ、23万haに相当する追加予算(765億円)を措置。

① H18補正予算案 530億円 [概ね15万ha]

災害防止を目的とした間伐等の森林づくりを緊急的に措置することを通じて、結果的に京都議定書算入対象森林の確保に寄与

② H19当初予算案 235億円 [概ね 8万ha]

○省を挙げた森林吸収源対策の加速化

- ・林野公共予算における森林整備への重点化 (約65億円)
- ・水産基盤整備事業と連携した「漁場保全の森づくり事業」 (約100億円)
- 農業農村整備事業と連携した「農業用水水源地域保全整備事業」 (約50億円)
- ○美しい森林への再生モデル事業の創設 未整備森林の解消に向けた、定額助成方式によるモデル的 な取組 (約20億円)

平成20年度以降についても、引き続き20万haの追加整備を確実に 実施していくため、国民の理解を得つつ、安定的な財源の確保等に 向けた取り組みが必要

美しい森林づくり推進国民運動について

経緯

18年 7月27日 中川秀直政調会長(当時)の発意により、「京都議定書森林目標達 成のための促進チーム」を設置 12月 7日 「京都議定書森林目標達成のための促進チーム」とりまとめ 12月24日 平成18年度補正予算、平成19年度予算案で総額765億円の森 林整備追加措置 (55万haを上回る間伐に必要な予算を計上し、森林吸収源対策を本格的にスタート) 19年 2月 9日 閣僚懇談会での総理指示 「政府一体となって『美しい森林づくり』に取り組んでいく必要がある」 2月23日 内閣官房長官主催の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会 合工 第1回関係省庁連絡会議(議長: 内閣官房副長官補) 3月29日 6月 1日 第1回「美しい森林づくり全国推進会議」(代表:出井伸之ソニー㈱) 最高顧問)の設立 全国推進会議と内閣総理大臣との意見交換会

7月 6日 第2回関係省庁連絡会議

10月 2日 地球温暖化対策推進本部

「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」において、森林吸

収源対策として「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を決定

運動内容

◎森林所有者に対する取組み

- ・農山村地域での働きかけ(森林組合を中心に、自己所有林の現状把握と具体的施業計画の策定の推進)
- ・不在村者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ

◎幅広い国民の参画

- ・民間企業に対する協力の呼びかけ
- (社内外ボランティアの森林づくり、自社保有林の整備による森林づくり、基金等を活用した森林づくりの推進)
- ·NPOと連携した取組
- (森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ、森林環境教育の推進)
- ・農山村住民への働きかけ (里山整備の推進)

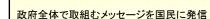
◎「木づかい運動」の推進

国産材利用の拡大

推進体制

美しい森林づくりのための関係閣僚による会合

- 〇官房長官主催により必要に応じ開催
- ○運動の基本方針の決定



「美しい森林づくり推進国民運動」 に関する関係省庁連絡会議

「美しい森林づくり推進国民運動」 に関する関係省庁幹事会

(関係省庁)部

- 〇内閣官房 〇総務省 〇文科学省
- 〇厚牛労働省 〇経済産業省
- 〇国土交通省 〇環境省 〇農林水産省

美しい森林づくり全国推進会議

- 〇代表:出井伸之(クオンタムリープ(株)代表取締役)
- 〇事務局長:宮林茂幸(東京農業大学教授)
- 〇設立発起人:134人
- 〇構成団体:(社)経団連、(社)日本医師会、 (財)ボーイスカウト日本連盟など49団体
- ◎企業による森林づくり、森林ボランティア活動、 森林環境教育、木づかい運動等をテーマにした シンポジウムを開催



美しい森林づくり都道府県推進会議

- 〇地方レベルの産業界、環境団体、教育団体、 医療団体、労働団体、NPO等各界の団体により 構成
- ◎企業による森林づくり、森林ボランティア活動、森林環境教育、木づかい運動等をテーマにしたシンポジウムを開催

取組状況

◎農林水産省幹部による全国キャラバンの実施 熊本県阿蘇市ほか8都市

◎広報の積極的な展開

- ・全日空全便の機内上映で周知(4月1日~5月31日)
- 「美しい森林づくりニュース」の配信(森林ボランティア団体等へメール配信:約5万件)
- ・新聞広告(アニメキャラクター"ゲゲゲの鬼太郎"を活用し、読売新聞朝刊全国版(6月1日~6月3日)に広告を掲載)
- ・ホームページ・メールマガジン
- (政府インターネットテレビで「美しい森林づくり」シリーズを掲載)
- ・メディアミックス (インターネットテレビ3本 パン
- (インターネットテレビ3本、パンフレット作成、バナー広告)

◎国民運動の推進

- ・地方推進組織の整備(現在、30道府県において設立を予定)
- ・民間サポーターの募集 (企業回りの実施、ダイレクトメールの発出を予定)